

新潟市主治医研修実施要綱

1 目 的

要介護認定及び要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載がより適切に行われるよう、主治医意見書の記載方法等について研修を実施し、適切な要介護認定等の実施に資することを目的とする。

2 業務の委託

この要綱に基づく主治医研修に関する業務(以下、「業務」という。)は、社団法人新潟県医師会(以下、「県医師会」という。)に委託する。

なお、県医師会は、新潟市の書面による承認を受けた場合は、業務の一部を新潟市医師会に再委託することができるものとする。

3 対象者

主治医意見書を記載する（予定を含む。）医師とする。なお、複数回の受講を妨げない。

4 研修内容及び実施方法等

(1) 研修の内容は、以下の ～ とし、経験の有無等対象者の実情に応じて時間配分する。

介護保険制度における主治医の役割(講義)

要介護認定等の仕組みと基準(講義)

介護認定審査会における審査判定の方法(講義)

主治医意見書の具体的な記載方法(講義)

特定疾病の診断(講義)

実際の主治医意見書記載例に関する事例検討(演習)

介護保険制度及び高齢者等に対する一般施策として利用できるサービスの概要(講義)

主治医意見書記載に関する留意事項（情報提供及び質疑）

その他主治医意見書記載に当たって必要と認める事項

- (2) 研修は、(1) ～ の内容を分割して実施することができる。
- (3) 研修の実施に当たっては、必要に応じて新潟県等の介護認定審査会事務局、その他の行政関係者及び関係機関等との連携を図る。

5 研修時間

合計 3 時間以上を目安とする。

6 実施計画書の提出

県医師会は、業務の実施に当たっては、事前に別紙 1「主治医研修業務収支予算書」及び別紙 2「主治医研修業務実施計画書」を新潟市に提出するものとする。

7 実績報告書の提出

県医師会は、業務を完了したときは、別紙 3「主治医研修業務収支決算書」、別紙 4「主治医研修業務実績報告書」及び別紙 5「主治医研修修了者名簿」並びに会場別の研修プログラム及び研修教材一式を新潟市に提出するものとする。

8 その他

この要綱に定めのない事項については、新潟市と県医師会が協議の上、これを定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。